

高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第52号

高等技術学校規則の一部を改正する規則

高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 事業主等（法第13条に規定する事業主等をいう。以下同じ。）の行う職業訓練に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項（訓練課の所掌に属するものを除く。<u>ただし、香川県職業訓練援助規則（昭和50年香川県規則第48号。以下「援助規則」という。）第3条第4号の方法によって行われる職業訓練については、この限りでない。</u>）</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>略</p> <p>第4条 略</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 事業主等の行う職業訓練に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。<u>ただし、援助規則第3条第4号の方法によって行われる職業訓練については、この限りでない。</u>）</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>略</p> <p>別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）</p> <p>1 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 香川県立丸亀高等技術学校各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 事業主等（法第13条に規定する事業主等をいう。以下同じ。）の行う職業訓練に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項（訓練課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>略</p> <p>第4条 香川県立高松高等技術学校各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 事業主等の行う職業訓練に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>略</p> <p>別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）</p> <p>1 略</p>

2 香川県立高松高等技術学校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員

項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
1	普通課程	略 キャドシステム科	略 略	略 略
2	短期課程	略 デザイン科 略	略 6月 略	略 <u>8人</u> 略

2 香川県立高松高等技術学校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員

項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
1	普通課程	略 キャドシステム科 デザイン科	略 略 <u>1年</u>	略 略 <u>10人</u>
2	短期課程	略 デザイン科 略	略 6月 略	略 <u>5人</u> 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。